

田子町県境不法投棄原状回復調査協議会

第13回合同ワーキンググループ会議 議事要旨

- 日時及び場所 平成22年11月8日(月)10:00~11:30 役場第1会議室
- 出席者 中村忠充委員、蹴揚清見委員、椛本義見委員、坂下文明委員、一ノ渡尚武委員、宮村純吉委員、中村博明委員 7名
事務局:中澤室長、古郡主査 2名 (傍聴4名)
- 案件 青森県へ提出する質問書(案)について
その他
- 事前配付資料
 - ・青森・岩手県境不法投棄事案に係る青森県の対応等についてのお尋ね、お願いしたい事項について(案)
 - ・協議会からの質問事項(三浦委員長作成)

■ 討議内容：

(1)質問書(案)の内容について

(中澤室長より質問書案について説明。以下、委員発言要旨)

- ・廃棄物等の全量撤去完了後の浸出水処理施設の稼働期間について、県の想定する5年間という期間の妥当性についての疑問。最低10年ほどの期間が必要という認識。
- ・地山確認時に、地山の土質(透水性)に関する分析は実施していないのか。
- ・今回の推計量の見直しは、第4回地山確認結果が9月中旬に発表にされていることから、8月の推計量見直しの時点では推計に考慮されていないと思われる。第4回地山確認の調査結果によると、これまでにない広範囲での基準値超過が確認されたことから、深度方向はまだ結果が出ていないが、汚染土壌が今後さらに増えるのではないか。
- ・全量撤去終了後の現場のキャッピングについて、現場土壌の散水(雨水等)による洗い出し効果を想定すれば、キャッピング法は矛盾している。散水による溶出成分の早期減少効果を考えるならば、全量撤去後のキャッピングに反対する点を明記した方が良い。雨水が流入して浸出水量が水処理施設の処理能力をオーバーしてしまうことが想定されるならば、施設の処理能力を改善することを考えるべき。全量撤去後にキャッピングが実施されない場合には、町でも求めている植樹の早期実施に繋がる。
- ・「県の協議会及び住民との情報共有」の項目の文言で、「必要な情報」を「全ての情報」というニュアンスに修正する案。
- ・基準値を満たした覆土や盛り土は現地で再利用されている。基準値を満たしていても、数値的に幅があり、若干の物質は含まれているものなので、元の地山の状態に少しでも近づけるためには雨水等による洗い出しは必要なことではないか。
- ・まずは平成24年度に事業費を増額することを要望。25年度は廃棄物の撤去量をあまり増やさないう、できるだけ前倒しで、24年度に撤去量を増やす方向で進んでいただきたい旨の文面を追加したい。

(2)岩手県の環境再生事業について(中澤室長説明)

- ・岩手県側の現場はあくまでも私有地であるため、地元二戸市の意向もあるが、岩手県主導による環境再生事業の実施は現段階では難しい状況。

(3)その他

- ・県境産廃不法投棄事案による経済波及効果についての検証に取り組みたい。当事案による町への経済効果を整理し、また、当事案への県支出予算の規模と用途について理解を深める機会を持ちたい。
- ・地元農協としては、安全・安心な農産物を提供していることがアピールポイント。環境再生事業は全国の見本となる取り組みだと思うので、地元の意見が青森県に理解をされ実現されることを望む。

■ 今後の対応について：

- ・11月12日(金)に町長と議長が県庁に出向き、要望書と質問書を合わせて提出予定。(町議会としては11月15日(月)に県選出国會議員へ陳情予定。)
- ・11月20日(土)開催予定の青森県主催第35回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会の際に、全委員に今回の要望書と質問書の写しを配布することとしたい。